

会津地域においてペンを営む申立人の風評被害による営業損害（逸失利益）について、東京電力の直接請求手続では原発事故直前年度の平成22年1月から同年12月までの売上げを基準期間の売上額として算定されたが、申立人が平成21年及び平成22年において親戚の看護等のため休業していた期間があること等を考慮し、平成18年から平成22年までの5年間（それぞれ1月から12月まで）の売上げの平均を基準期間の売上額とし、平成23年3月分から平成27年7月分までの逸失利益及び東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく平成27年8月分以降の損害が賠償された事例（ただし、直接請求手続における既払金を控除している。）。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

(1) 損害項目 営業損害

損害期間 平成23年3月11日から平成27年7月31日まで

(2) 損害項目 被申立人による平成27年6月17日付けプレスリリース「法人さまおよび個人事業主さまに対する新たな営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」に基づく平成27年8月以降の営業損害

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目（(1)については、同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、金1812万1654円の支払義務があることを認める。

（内訳）

(1) 第1項(1) 金1322万1182円

(2) 第1項(2) 金490万0472円

3 既払金

申立人と被申立人は、被申立人が申立人に対し、別紙記載のとおり、金894万3439円を支払済みであることを相互に確認する。

4 支払方法

（省略）

5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目 ((1)については、同項記載の期間に限る。) について、以下の点を相互に確認する。

(1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年9月8日

(仲介委員 副田 純子)

令和〇年(東)第〇号 申立人X

別紙

損害項目	期間	既払金	
		支払日	金額(円)
営業損害(逸失利益)	自 平成23年3月11日 至 平成24年3月31日	平成25年5月29日	3,438,610
	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	平成25年10月9日	1,479,196
	自 平成24年7月1日 至 平成24年12月31日	平成26年5月1日	1,040,236
	自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日	平成26年6月20日	2,812,954
	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	平成26年10月1日	172,443
		合計	8,943,439